# 収入月額の計算方法

## 最初に家族全員の収入認定用所得金額を計算します。

(1)この収入認定用所得金額とは年間収入金額から所得控除等を差し引いた金額のことです。

次の点に特に注意してください。

家族全員の収入を、個別に計算して合計して下さい。

- 1人で給与と年金の2種類以上収入がある場合は、個別に計算して合計して下さい。
- 1人で2箇所以上から収入がある方は、それぞれの年収を合計して下さい。

#### ア)給与・事業所得

給与所得(パート・ア ルバイト含む)	源泉徴収票の「所得控除後の金額」」から 10 万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円)が収入認定用所得金額です。市役所発行の課税証明書では「合計所得金額」から 10 万円を差し引いた金額(差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円)が収入認定用所得金額です。(次ページを参照してください) 確定申告書の所得金額の合計がそのまま収入認定用所得金額です。(次ページを参照してください)			
事業所得				
昨年1月2日以降に事 業又は営業を開始した 場合	事業を営んだ月 数の年間収入金 額から収入認定 用年間所得金額 を算出	年間収入金額 – 必要経費 事業を営んだ月数		

確定申告をしていないときは、市役所の市民税課などで申告を済ませてください。

( ~ の方は下記の通り推定年間収入金額を算出し、3ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。)

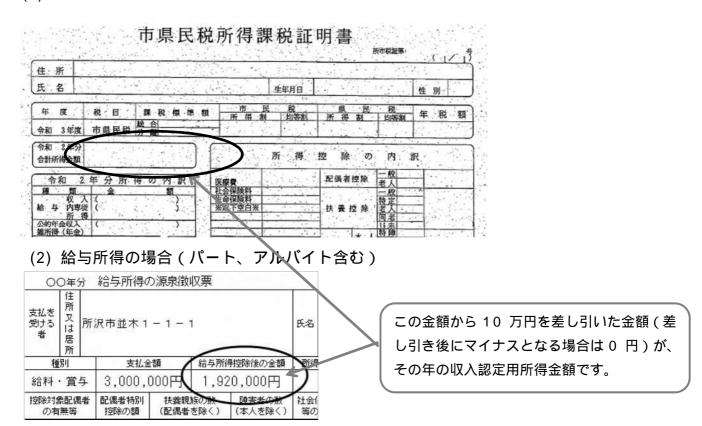
昨年1月2日以降に就職又は転職した場合	勤続月数から推 定年間収入金額 を算出	年間収入金額 – 賞与 勤続月数
就職後 1 ヶ月に満た	基本給、家族手	
ず、また1ヶ月分の給	当、住宅手当等固	固定的給与×12=推定年間収入金額
料が支給されていない	定的給与を 12 倍	時給×時間×日数×12=推定年間収入金額
場合	する	

## イ)年金所得

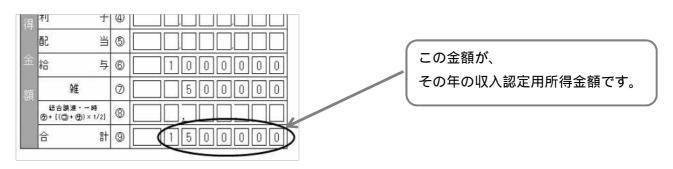
遺族年金、障害者年金、	
恩給扶助料、老齢福祉年	非課税年金ですので、収入認定用所得金額はゼロとなります。
金等の非課税年金受給	非誅枕牛並ですので、収入認定用別待並領はピロとなります。
者	
国民年金、厚生年金、公	
務員共済年金等の課税	3ページを参考に収入認定用所得金額を計算してください。
年金受給者	

## 参考

## (1) 給与・事業・年金 共通



## (3) 事業所得の場合



#### (4) 年金所得の場合



## (2)推定年間収入金額から収入認定用所得金額を算出します(~ に該当した方)。

#### ア) 端数処理

推定年間収入金額を下の(表1)に従って端数を整理します。

(表1)	1,618,999 円以下	端数整理しない					
	1,619,000 円以上 1,619,999 円以下	1,619,000円					
	1,620,000 円以上 1,621,999 円以下	1,620,000円					
	1,622,000 円以上 1,623,999 円以下	1,622,000 円					
	1,624,000 円~6,599,999 円の場合:下記の計算を行い、端数整理する。						
	推定年間収入を 4,000 で除して小数点以下を切り捨て、これに 4,000 を乗じる						
	(例)2,131,987÷4,000=532.9967 $532 \times 4,000 = 2,128,000$						
	6,600,000 円以上	端数整理しない					

#### イ)年間所得金額計算

端数処理が終わりましたら、その金額を(表2)の右欄の計算式で年間所得金額を算出します。

(表2)	年間収入金額	年間所得金額		
	550,999 円以下	0		
	551,000 円以上 1,627,999 円以下	端数整理後の年間収入金額 - 550,000		
	1,628,000 円以上 1,799,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.6+100,000		
	1,800,000 円以上3,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.7 - 80,000		
	3,600,000 円以上 6,599,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.8 - 440,000		
	6,600,000 円以上 9,999,999 円以下	端数整理後の年間収入金額×0.9 - 1,100,000		

#### ウ)収入認定用所得金額計算

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額 (差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円)が収入認定用所得金額となります。

#### (3)課税年金収入から収入認定用所得金額を算出します(に該当した方)

公的年金の源泉徴収票の支払金額又は年金の支払い通知書合計金額を次の(表3)の計算式に当てはめて収入認定用所得金額を算出します。

#### ア)年金所得金額計算

(表3)	受給者の年齢	その年の年金額	年間所得金額の計算	
	65歳以上 	1,100,000 円以下	0	
		1,100,001 円以上3,299,999 円以下	年金額 - 1,100,000	
		3,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額×0.75 - 275,000	
		4,100,000 円以上7,699,999 円以下	年金額×0.85 - 685,000	
		600,000 円以下	0	
		600,001 円以上 1,299,999 円以下	年金額 - 600,000	
		1,300,000 円以上 4,099,999 円以下	年金額×0.75 - 275,000	
		4,100,000 円以上7,699,999 円以下	年金額×0.85 - 685,000	

受給者の年齢区分は、その年の12月31日の年齢によります。

## イ) 収入認定用所得金額計算

年間所得金額から 10 万円を差し引いた金額 (差し引き後にマイナスとなる場合は 0 円 )が収入認定用所得金額となります。

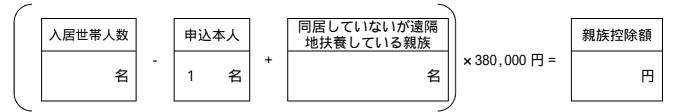
## 次に収入月額を算出します。

入居予定者全員の収入認定用所得金額を合計した世帯の収入認定用所得金額を算出 親族控除額を下の表から算出

特別控額を下の表から算出

、、を収入月額計算式に記入し、計算した金額が収入月額となります。

親族控除:入居しようとする親族(本人を除く)及び所得税法上遠隔地扶養の対象となっている人1人につき、380,000円が控除されます。



特別控除:該当する人が入居予定者(遠隔地扶養親族も含む)にいる場合にのみあてはまります。下の表を参照し、家族の状況にあわせて特別控除を選択して計算式に記入し算出してください。

控除の種類	控除金額	控除の対象者		
老人扶養控除	100,000円	扶養親族のうち年齢 70 歳以上の方(控除対象配偶者も含む)		
特定扶養親族控除 250,000 円		扶養親族のうち年齢 16 歳以上 23 歳未満の方		
障害者控除	270,000円	普通障害者に該当する方がいるとき		
特別障害者控除	400,000円	特別障害者に該当する方がいるとき		
ひとり親控除	350,000円	所得があるひとり親で最高 350,000 円		
寡婦控除	270,000円	所得がある寡婦で最高 270,000 円(ひとり親控除に該当 しないこと)		

					\	
世帯の収入認定用所得金額		親族控除額		特別控除額		収入月額
	_		_		÷ 1 2 =	
					)	

これにより算出された収入月額が、158,000円以下(裁量階層世帯は214,000円以下)であることが申込資格となります。